

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
※ 定 款 ※
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

nms ホールディングス株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、nmsホールディングス株式会社と称する。なお英文では、nms Holdings Corporation と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車・自動車部品・自動車車体、並びに自転車の製造、販売
2. 電気機械器具及び家電製品の製造、修理、販売
3. 情報処理機械器具及び通信機械器具の製造、販売
4. 食品の製造、販売
5. 飼料及び肥料の製造、販売
6. 化学薬品・医薬品及び医療機器の製造、販売
7. 農業用・建設用・工業用車両部品の製造、販売
8. 鉄道用・船舶用・航空用車両部品の製造、販売
9. 住宅資材・木型の製造、販売
10. 紙袋・包装資材・ダンボールの製造、販売
11. 衣料用・住宅天井・床面・壁面用繊維製品の製造、販売
12. 住宅用・食卓用・工業用・自動車用ガラス製品の製造、販売
13. 光学用・眼鏡用レンズの製造、販売
14. 倉庫及び工場内の商品管理
15. 物品の仕分け、梱包及び発送業務
16. コンピュータのシステム及びプログラムの設計・保守、販売
17. 建築工事現場における清掃、資材搬入、撤去業務
18. 機械部品・什器・治工具並びに各種電池・バッテリーの製造、販売
19. 前各号に関する製造請負、受託
20. 市場調査に関する業務
21. 一般労働者派遣事業
22. 人材の募集に関する情報提供サービス事業
23. 有料職業紹介事業
24. 経営コンサルティング及び研修事業並びに教育教材の制作、販売
25. 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
26. nmsホールディングス株式会社（住所 東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2

号／証券コード 2162（東京証券取引所））を親会社とする企業集団（nmsグループ）に属する会社（外国会社を含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理及びその経営管理を行うこと、並びに当該会社等に関する取引等の統括

27. 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

（公告の方法）

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. 当社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載する方法によるものとする。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第5条 当社の発行可能株式総数は、41,200,000株とする。

（単元株式数）

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（自己株式の取得）

第8条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（基準日）

第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使す

ることができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規程)

第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 12 条 定時株主総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定

めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役は除く。）は 5 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は 4 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 当会社の取締役は、監査等委員ではない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 監査等委員ではない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中からによって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会の決議により、監査等委員ではない取締役の中から取締役社長 1 名及び、必要に応じて取締役会長 1 名並びに、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集手続を省略して取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬等は、監査等委員ではない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(名誉会長、会長、相談役、最高顧問、顧問)

第 31 条 取締役会の決議により、名誉会長、会長、相談役、最高顧問、顧問その他これらに準ずる職を置くことができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 32 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 5 章 監査等委員及び監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 33 条 当社は監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員の選定)

第 34 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 35 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 2 日前までに発するものとする。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 36 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 37 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 38 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 39 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議をもって選任する。

(会計監査人の任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 44 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記

載又は記録された普通株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第 45 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第 46 条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 則

（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 36 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 第 36 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 41 条第 2 項の定めるところによる。

改訂履歴

平成15年	12月18日	改訂
平成16年	7月26日	改訂
平成16年	7月30日	改訂
平成16年	7月31日	改訂
平成16年	10月1日	改訂
平成16年	12月10日	改訂
平成17年	6月29日	改訂
平成18年	6月28日	改訂
平成18年	12月8日	改訂
平成19年	6月27日	改訂
平成20年	6月24日	改訂
平成21年	6月24日	改訂
平成23年	4月1日	改訂
平成25年	6月27日	改訂
平成28年	12月16日	改訂
平成29年	4月1日	改訂
令和3年	6月22日	改訂